

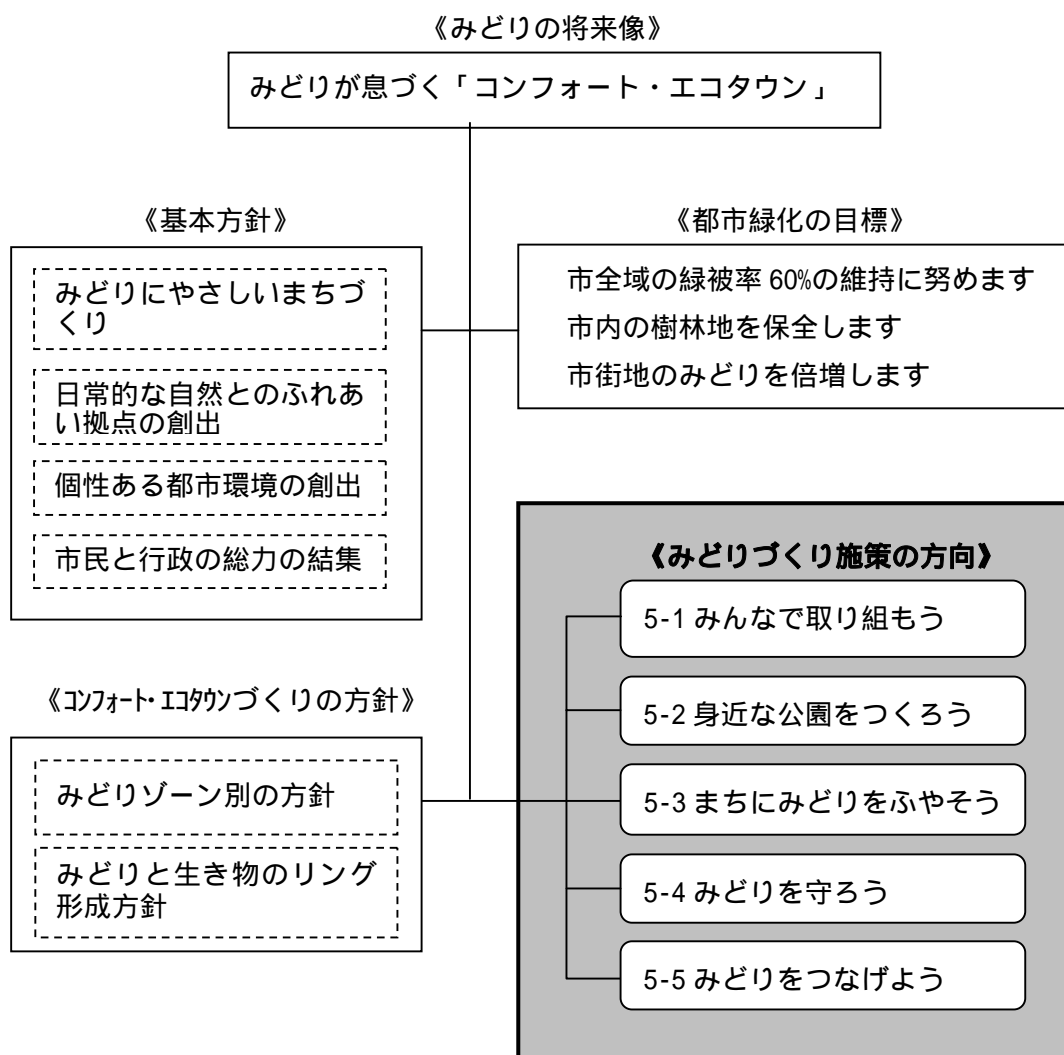
5 . 逗子市のみどりづくり施策

(緑地の保全および緑化の推進のための施策)

みどりの将来像、基本方針、都市緑化の目標を踏まえつつ、「コンフォート・エコタウンづくりの方針」の実現に向けて、市民と行政が共に進めていくみどりづくり施策の方向として、「みんなで取り組もう」「身近な公園をつくろう」「まちにみどりをふやそう」「みどりを守ろう」「みどりをつなげよう」の五つを設定します。

この五つのみどりづくり施策の方向をもとに、個々のみどりづくり施策の展開を図っていきます。なお、個々の施策のうち、「重点みどりづくり施策」は、各みどりづくり施策の中で特に重点的に施策の推進を図っていくものとし、そのうち特に重要な施策については「最重点施策」として優先的な施策の推進を図ります。また、「みどりづくり施策」については順次施策の展開を図っていきます。

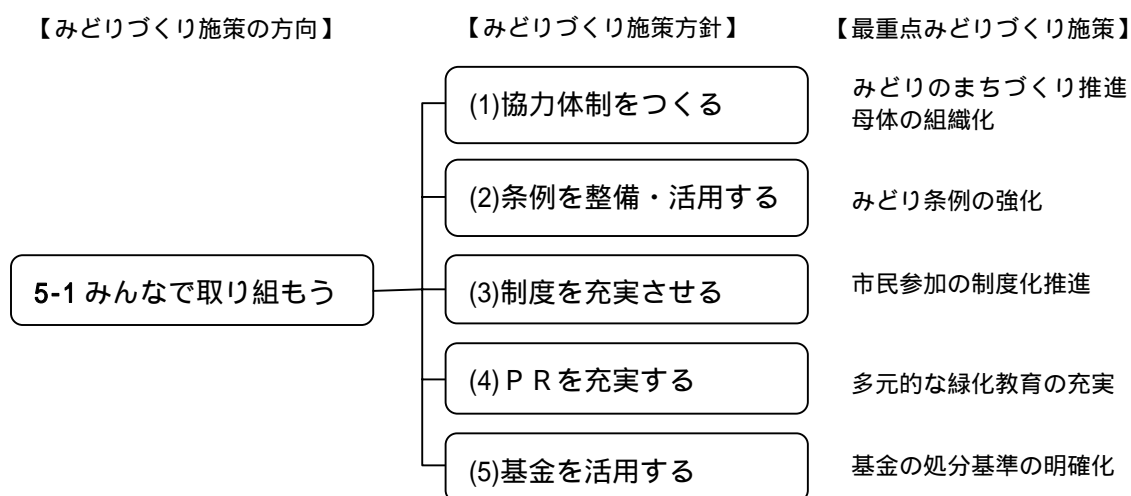
これらの各施策を含め、本章を都市緑地法第4条第2項2号「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」として位置づけます。



みどりの将来像とみどりづくり施策の方向の関係

5 - 1 みんなで取り組もう

本市のみどりづくりにおいて最も重要な点は、みどりを守り育てていくための体制づくりです。また、市民のみどりに対する意識の高揚を図り、市民・企業の自主的な緑化活動を推進するとともに、市民と行政の協働によるみどりづくりを推進することも重要です。このような施策を通じて、みどりづくりに対して市民・企業・行政が「みんなで取り組もう」とすることで、みどり豊かなまちづくりを推進します。



(1) 協力体制をつくる

本計画の推進にあたっては、市民との協働が不可欠です。また、本計画は市の多くの所管に関連することから、庁内組織の充実を図ることが必要です。このため、市民とともにこの計画を進めていくための効果的な推進体制を確立するとともに、庁内体制の強化を図ります。

最重点みどりづくり施策

みどりのまちづくり推進母体の組織化

みどりのまちづくりの推進母体となる、市民・企業の代表と行政が一同に会する協議会組織づくりを図り、市民・企業・行政の相互の意見交換により、みどりのまちづくりを横断的に進めていきます。

重点みどりづくり施策

庁内組織の充実

緑政課を中心にみどりに関連する関係各課の連携を図ると共に、緑化の推進や緑地の保全について定期的に協議する組織づくりを検討し、みどりづくりを推進する庁内体制の強化を図ります。

自治会等との連携推進

地域の緑化活動を主体的に進める組織として、自治会や老人会、商工会等の組織の活用を図ります。また、これら組織との連携の強化を図り、定期的な協議の実施や活動内容に応じた助成の実施等により、みどりのまちづくりの実現性ある推進を図ります。

NPO等の支援

地域の緑化・自然保護に自主的に取り組んでいる市民活動団体との連携を強化し、定期的な協議や団体への助成、現在実施されている公園や里山アダプト・プログラム(里親制度)のさらなる充実を図ります。また、市民活動団体のうち、NPO法人として認証されることが組織運営上必要な団体については、NPO法人化の推進・支援に努めます。

学校との連携推進

地域の緑化活動等について市内の学校との連携を推進し、環境教育の一環として行政と学校および児童・生徒との協働によるみどりづくり活動の推進を図ります。

リーダー等の育成

市民の活動推進の核となるリーダー、行政と市民・企業の橋渡し役としなるコーディネーターの育成を、みどりのまちづくり推進母体の組織化と併せて推進を図ります。

(2) 条例を整備・活用する

みどりづくりを推進するための根幹となる制度として、本市では「逗子のみどり条例」が制定されています。また、本市のみどりづくりの根幹となる「逗子のみどり条例」は、平成16年に創設された景観法に関連した動き等を踏まえ、条例の整備・活用によるみどり豊かなまちづくりの推進を図ります。

最重点みどりづくり施策

みどり条例の強化

今後、本計画にもとづく各種みどり施策の展開や都市緑地法改正等にあわせて、逗子のみどり条例および同施行規則の内容の充実を図り、みどりの施策展開を実際に進めるツールとして積極的に活用します。

重点みどりづくり施策

景観計画・景観条例の制定

平成16年に創設された景観法に対応して、今後景観行政団体となるよう県と協議を進めます。また、景観行政団体移行後は、景観計画を策定するとともに、景観条例の制定を図り、本市の良好な景観を守り育てていくための活用を図ります。

みどりづくり施策

まちづくり条例等の推進

逗子市まちづくり条例にもとづき策定されるまちづくり基本計画および、同条例の中で定めるテーマ型まちづくり協議会等の各種制度と連携し、自然環境の適切な保全や緑化の推進を図ります。

その他、逗子市環境基本条例や逗子市の良好な都市環境をつくる条例等との推進・連携を図りながら、多元的に自然環境の保全を図るとともに、市民参加については(仮称)逗子市市民参加条例にもとづく市民参加を推進します。

(3) 制度を充実させる

みどりづくりを推進するため、市民参加の制度化や、奨励金・助成金の再編等をはじめ、各種制度の充実を図ります。

最重点みどりづくり施策

市民参加の制度化推進

アダプト・プログラム(里親制度=詳細は後述)をはじめとするみどりに関連した各種市民参加について、市民参加に対するルールや助成内容等の諸制度を、逗子しみどり条例や同施行規則等に明文化し、体系的な市民参加体制の確立を図ります。また、制度づくりにあたっては(仮称)逗子市市民参加条例を踏まえて実施を図ります。

重点みどりづくり施策

各種奨励金、助成金制度の再編

本市においてこれまでに創設された、奨励金や助成金制度については、その活用度合いや重要度に応じて再編し、必要性の高いものについて優先的に予算が配分されるように見直しを図ります。

みどりづくり施策

みどりの交換広場制度の有効活用

不要になった樹木や増やした草花の交換、園芸サークルの募集等を紹介するみどりの交換広場制度についてPRを実施し、同制度の有効活用を図ります。

樹木医等の育成制度の検討

樹木医や緑化技術に関する専門的知識をもった市民の育成を図る制度の創設を検討し、樹勢の衰えた巨樹・古木・名木等の診断・樹勢回復、公園・街路樹等の樹木の健康診断、緑化の普及・啓発を推進するアドバイザーとして活用を図ります。

樹木保険制度の推進

対象樹木による事故（倒木・枝折れ等）により第三者に損害が生じたとき、所有者の負担を軽減する樹木保険制度については、現在、保存樹木に対して加入が図られています。保存樹木については同制度をこれまで同様適用するとともに、今後は、景観重要樹木（詳細はP65に後述）に指定した樹木や保存樹林、樹容維持対象樹林等についても樹木保険の加入を推進する等、制度適用範囲の拡大を図っていきます。

（４）PRを充実する

広範囲の市民のみどりづくりへの参加を促進するためには、PR活動が不可欠です。このため、ホームページによる情報発信を始め、イベントや講習会、教育など様々な手法によりみどりづくり推進のPRを図ります。

最重点みどりづくり施策

多角的な緑化教育の推進

学校との連携を図り、市内の小学生を対象に、学校や学外における自然学習の実施、学校における緑化活動を推進し、小さいときからの緑化意識の育成を図ります。

また、大人に対しても、自然や緑化について学ぶことのできる機会をつくり、生涯学習活動の一環として、市民への緑化技術の普及・向上を図ります。

重点みどりづくり施策

ホームページの活用

緑政課のインターネットホームページの内容充実を図り、市の緑化施策や市民の緑化活動、先進事例の紹介等みどりづくりの情報発信・情報共有を手軽で有効に実現できる媒体として、積極的に活用を図ります。

緑化技術講習会等の開催

市内の園芸愛好団体や造園業者等の協力を得ながら、緑化・園芸技術についての講習会を実施し、緑化・園芸技術の普及啓発を図ります。

ガーデニングコンクール等の推進

平成14年から実施された、ガーデニングの良好事例を表彰するガーデニングコンクールは、今後時宜を見て実施するなど、良好な緑化事例の普及を図ります。

また、市民まつりの活用や、新たな緑化イベントの開催等による効果的な緑化普及策を検討します。

市民参加によるみどりの調査の推進

みどりの調査に協力する市民を広く募集し、みどり審議会委員等の助言・協力を得ながら、樹林地の植生や置かれている状況、市内の大径木の状況、生垣や壁面緑化、庭園等民有地の緑化状況、街路樹や公園の管理状況等について、市民参加により定期的に調

査することを検討します。また、調査課程や調査結果を市民に公開する中で、みどりの保護意識や緑化推進の意識の向上を図ります。また、航空写真を活用した、市内全域の緑被状況の調査についても、これらの調査と併せて定期的実施していきます。

市民参加によるみどりの観察会

NPO等との連携を図り、多くの市民が気軽に参加できるみどりの観察会を定期的実施することを検討し、市内の動植物や植生等を観察しながらみどりの保全に対する市民の理解を深めていきます。

みどりづくり施策

定期刊行物・パンフレットの発行

広報ずしを有効に活用し、ホームページと同様、定期的なみどりづくり情報の発信を図ります。また、みどりに関する定期刊行物やパンフレット等の発行を図り、みどりづくりについての普及啓発を図ります。

シンボルマーク・標語の募集

市民のみどりのまちづくりに対する意識を喚起するために、シンボルマークや標語等を募集し、今後の計画の展開に活用していきます。

緑地保全と緑化推進の研究

国・県等関係機関との連携を図ると共に、みどり審議会による審議を進めながら、緑地保全や緑化推進を有効に図るための研究を進めます。

(5) 基金を活用する

本市の良好な自然環境や歴史的環境を保全し、緑化の推進を円滑かつ効率的に行うことを目的として、逗子のみどり基金条例に基づく逗子のみどり基金があります。

基金は市の積立金と寄付金、逗子のみどり条例にもとづく環境保全協力費等を財源とし、平成15年度末現在の基金の残高は約6億2千7百万円となっています。これまで、大きなところでは、大崎緑地や名越緑地、滝ヶ谷緑地の取得等の実績があります。

今後とも、このみどり基金の充実を図ると共に、有効活用を推進します。

最重点みどりづくり施策

基金の処分基準の明確化

みどり基金の処分については、明確な基準がないことから、緑地保全や緑化推進の優先度合いを勘案して、必要な事業に対して優先的かつ柔軟に対応できるよう、施行規則や運用基準等の制定を図ります。

重点みどりづくり施策

マッチングギフト制度等の推進

寄付金と同額を市の予算から積み立てるマッチングギフト制度とその運用に関する事項についてみどり基金条例または施行規則として明文化し、同制度の活用による基金の充実を図ります。また、新たな積み立て財源の確保方策について今後とも検討を進めます。

みどりづくり施策

基金の積み立て推進

低金利が続く現状から、運用益は期待できないため、積み立て予算の確保を図るとともに、まちづくり条例にもとづく環境保全協力費を積み立てに活用します。また、市内の施設・コンビニへの募金箱の設置、イベント時の募金等を図るとともに、みどり基金に対する募金や寄付を促進するPRを実施し、基金の積み立ての推進を図ります。

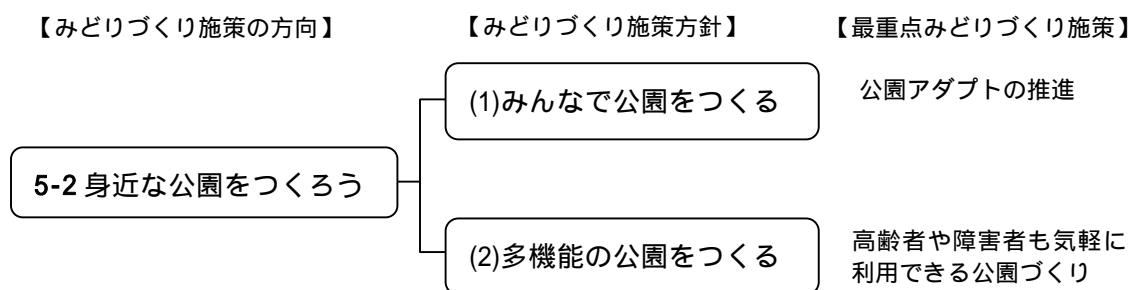


5 - 2 身近な公園をつくろう

街区公園等の小規模な公園は、市民生活に密着して最も活用されている、身近な公園となっています。一方、これまでこれらの公園は、整備されてから時間が経過すると老朽化したり、管理が行き届かなかつたりという状況にありました。しかし、近年、本市ではこれらの公園に対する市民協力が進み、徐々に公園が生まれ変わりつつあります。

また、公園に求められる機能も少子高齢化の影響から、子どもの遊び場としての機能以外に、様々な機能が求められつつあります。

このような観点から、今後とも、市民と行政が協働により「身近な公園をつくろう」とすることで、市民に親しまれる公園づくりを推進します。



(1) みんなで公園をつくる

本市では、ワークショップ^{*}による街区公園の再整備や公園管理のアダプト・プログラム（里親制度）の導入等、年々身近な公園づくりへの市民参加が進んでいます。今後とも、この動きを推進し、地域に愛され、市民が使いやすい公園づくりを推進します。

最重点みどりづくり施策

公園アダプトの推進

身近な公園の美化・維持管理については、市民参加により整備された公園や、地域で管理の要望が高い公園から順次、アダプト・プログラム（里親制度）を導入し、市民参加による公園の美化・維持管理を推進します。同制度による美化・管理主体は原則として公園周辺の自治会としますが、老人会等公園に関わりの深い団体についても必要に応じて協力を要請します。また、アダプトの内容・条件についてはそれぞれの管理主体毎に取り決めをおこなうものとしませんが、単なる維持管理だけではなく、花壇づくり等市民が楽しんでできる要素が盛り込まれるよう配慮します。

^{*}ワークショップ：様々な人々が参加し、各種の協同作業を通じて計画づくりを進めていく手法。

重点みどりづくり施策

公園づくりへの市民参加の推進

今後、身近な公園を整備する場合については、原則として市民参加により公園を整備します。参加の方法としては、公園計画の際に、公園整備予定地区周辺の市民を中心としたワークショップを実施し、市民のニーズを踏まえた整備案の作成を図ります。

市民参加により整備された公園については、市民の満足度調査等による市民評価の実施とともに、その美化・管理についても市民参加を図っていきます。

公園づくりへの市民参加については、必要に応じてみどり審議会の助言・協力を得ながら進めるものとします。

公園リニューアルの推進

老朽化した身近な公園については、整備からの年数や老朽度合いを勘案し、計画的なリニューアル（再整備）を推進します。なお、公園のリニューアルにあたっては、原則として市民参加を実施します。

みどりづくり施策

フラワーサークル花苗の推進

市内の公園の花壇に自治会等の協力により花植えを実施するフラワーサークル花苗事業について、花苗の配布の充実を図り、身近な公園緑化を推進します。

公園の利用管理

公園アダプト・プログラム（里親制度）が導入された公園を中心に、市と協調を図りながら、公園毎に利用者どうしが利用上のルールを話しあい取り決め、公園利用上のトラブルの発生防止を図ります。

（２）多機能の公園をつくる

公園に対するニーズは、少子高齢化をはじめとする社会情報の変化にともない、ますます多様化する傾向にあります。このため、これらの多様化するニーズに対応した公園づくりを、市民参加を図りつつ推進します。

最重点みどりづくり施策

高齢者や障害者も気軽に利用できる公園づくり

公園の新設やリニューアルに際しては、高齢者から子ども、障害者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設づくりをめざし、「神奈川県福祉の街づくり条例」の基本を踏まえ入り口へのスロープの設置や、遊具、休養・便益施設等の使い勝手の向上など全ての人が利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)を考慮した公園づくりを推進します。

*リニューアル：新しく作り直して再生させること。

みどりづくり施策

防災に配慮した公園づくり

大規模災害発生時における火災からの一時的な避難場所として、火災時の焼け止まりとなり、避難者の安全が確保されるよう、建物に隣接する公園外周部へ防火・耐火性に優れたサンゴジュ等の常緑広葉樹による緑化を図ります。

明るく親しみのある公園づくり

公園づくりにあたっては、公園づくりへの市民参加を通じて、周辺環境と調和した、明るく市民が親しみをもてるような公園づくりを推進します。

また、公園内の防犯の観点から、接道部からの見通しの確保に配慮し、植栽計画の見直し、接道部の中・高木の定期的な剪定、防犯灯の設置等を図ります。

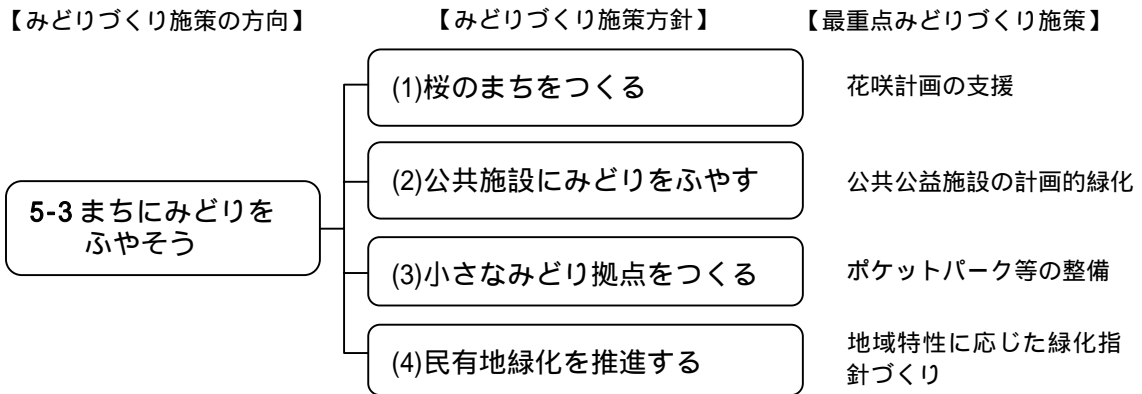
生態的視点を導入した公園づくり

市街地内における生物の移動・生息の拠点として機能するよう配慮し、郷土の自然性を十分考慮しつつ、花の咲く樹木や実のなる樹木の植栽等、生態的機能が最大限に発揮できるような公園整備を図ります。



5 - 3 まちにみどりをふやそう

市民と市が協力して住宅や公共施設等への緑化を推進することにより、まちに小規模なみどりをたくさん増やし、暮らしの安全性・快適性の向上と、まちなみ景観の向上を図ります。さらに、まちの中にあるみどりが生態的安定性を高め、市民生活とみどりが一体となったまちをめざします。



(1) 桜のまちをつくる

本市では、平成元年から逗子市商工会青年部(現在は^{はなさか}花咲計画推進協議会)によって始められ、その後多くの市民が参加するようになった「^{はなさか}花咲計画」が継続的に進められています。これまで、桜山中央公園、台山緑地、蘆花記念公園、郷土資料館、大崎公園、六代御前、池子ヒルズ等への桜の植栽とその後の維持管理が実施され、逗子を桜のまちにするための活動が続いています。

最重点みどりづくり施策

^{はなさか}花咲計画等の支援

^{はなさか}花咲計画推進協議会の活動について、活動の支援や市の事業等との連携を図り、桜によるみどりづくりを推進します。また、市内に花をいっぱいにする活動を展開している逗子花いっぱい運動委員会の支援を推進します。これらの活動について市の各種媒体によりPRし、市民・企業(商工会)・行政の協働によるみどりづくりの先進事例として、市民のみどりに対する意識の高揚を図ります。

(2) 公共施設にみどりをふやす

公共施設は、みどりのまちづくりに取り組む姿勢を市民に示すのに最も適しているため、都市緑化のモデルとなるような緑化を図っていきます。

最重点みどりづくり施策

公共公益施設の計画的緑化

市庁舎や公民館等の公共公益施設の敷地内については、以下の緑化基準(案)を設定し、計画的な緑化を推進します。緑化基準については、逗子のみどり条例または要綱等で明文化し、具体化を図ります。当面、同基準は新設する施設に適用しますが、将来的には全ての公共施設が同基準を達成するよう緑化を推進していきます。

| | |
|--------------|-------------|
| 公共施設の緑化基準(案) | 敷地面積の20%以上* |
|--------------|-------------|

公共公益施設の敷地内緑化にあたっては、接道部緑化を中心に推進するものとし、併せて可能な限り小規模な市民の利用できるオープンスペースの確保を図ります。ただし、緑化スペースが確保できないものもあることから、屋上緑化や壁面緑化についても積極的に取り組んでいきます。

また、道路や公園等の都市施設の緑化についても推進していきます。

重点みどりづくり施策

市民参加による公共施設緑化の推進

公共公益施設の敷地内や道路、鉄道敷地、駅前広場等の公共的な場所について、アダプト制度等市民参加による花壇づくりや美化等の緑化活動が実施できる仕組みを検討し、市民と行政の協働による公共施設のみどりづくりを推進します。

エコスクールの推進

文部科学省の提唱するエコスクール(環境を考慮した学校施設の整備)を推進し、学校施設内については計画的かつ積極的な緑化を推進します。特に災害時の避難場所としての安全性を確保するため、宅地と隣接する外周部については、防火・耐火性に優れたサンゴジュ等の常緑樹による緑化を推進します。また、接道部等は市民に開かれた空間として、積極的な緑化を推進します。

このほか、エコスクールを環境教育に活用するため、教育活動の中で学校緑化の推進を図り、花壇の整備や自然観察園等の整備等を図ります。

みどりづくり施策

駅前広場の緑化推進

駅前広場については毎日の通勤通学で常に利用し、また市外から訪れる人を迎える場所であることから、利用者の安らぎの向上を図るため、少ないスペースを活用した草花

*公共施設の緑化基準(案)については横浜市等の例や、都市緑地法に定める緑化施設整備計画認定制度(市長が緑化計画を認定し、基準を満たした場合に税の減免を受けられる制度)の緑化面積20%を勘案して、20%と設定します。なお、同緑化面積には地上部の敷地内緑化の他、屋上緑化、壁面緑化等を含みます。

等による効果的な緑化を推進します。

公営住宅の緑化推進

公営住宅の新設および再整備にあたっては、オープンスペースの確保を図ると共に、公共施設の緑化基準を踏まえて積極的な緑化を推進します。また、池子米軍家族住宅については、敷地内のオープンスペースの確保と緑化の推進、池子米軍家族住宅地内の緑地の保全が図られるよう関係機関に要請します。

駐車場・駐輪場の緑化推進

平面の駐車場・駐輪場については、接道部へ緑化を推進するとともに、芝等を活用した駐車スペース部分の緑化を推進します。また、立体駐車場・駐輪場については、屋上緑化や壁面緑化を推進します。

(3) 小さなみどり拠点をつくる

まちなかのわずかなスペースや、市街地と山のみどりが接している境界部分、水辺の小さな空間を活用して、豊かなみどりと水、そしてそこに生息している生き物たちとふれあうことのできる小さなみどりの拠点を整備していきます。

最重点みどりづくり施策

ポケットパーク等の整備

利用されていない土地等を活用してまちなかに小さなスペースを確保し、市民のいこいの場となるポケットパークの整備を図ります。

また、ポケットパークを整備できない小さな空きスペース等については、地域住民が花壇等として活用できる地域の緑化スペースとして提供することを検討します。

重点みどりづくり施策

まちのビオトープづくりの推進

市街地内の公園、学校、その他公共施設の敷地内にとんぼ池等の水辺づくりや、本市に自生するような樹木、草花等による緑化を推進し、生態的ネットワークの構成要素として生き物が生息、休息でき、生き物と市民が共存できる空間（まちのビオトープ）の形成を推進します。

のり面の緑化

市街地北部等に点在するモルタル・コンクリートで被われたのり面については、関係機関と協議・要望し、安全面に配慮しつつ、つる性植物による緑化等を推進し、都市景観の向上を図ります。また、今後、各種事業の際に発生するのり面については各種のり面緑化工法により安全性を確保しつつ、景観の向上を図るため関係機関に要望してまいります。

みどりづくり施策

土とふれあう空間の整備

土とのふれあい、農と親しむ空間として市民農園を設置し、市民の体験学習の場として活用を図ります。

また、生産緑地地区については市街地内の貴重な農業景観の構成要素として、その保全と農地としての適切な維持管理を指導します。

親水拠点の整備

市民に快適な親水性と動植物に優しい生態性を兼ね備えた、市民とみどり・水とのふれあいの場の整備を図ります。

自然観察の場の整備

森・水辺・磯等を活用して、自然観察のできるみどりと市民の接点をつくります。

(4) 民有地緑化を推進する

本市の市街地には、海に面した旧別荘地、海と市街地間のクロマツと生垣に彩られ落ち着いた住宅地、横須賀線沿いの密集した住宅地、谷戸の樹林と共存する住宅地、丘陵地に位置するまちなみの整った住宅団地、漁港付近の漁村風住宅地や最近増えつつあるマンション等、多様な住宅地が存在します。また、住宅地に加え逗子駅や東逗子駅周辺には商店街が形成されているほか、逗子マリーナ等のリゾート施設など様々な民有地によって本市が形づくられています。これらの市街地内の民有地について、残された樹木・樹林の保全を図るとともに、多様な緑化手法により本市の市街地全体にみどり豊かで暮らしやすい生活環境の形成を推進します。

最重点みどりづくり施策

地域特性に応じた緑化指針づくり

自治会との連携を図り、また、みどり審議会の助言を得ながら、本市の各地域のもつイメージを最大限に発揮するよう、地域ごとの緑化と景観形成の指針づくり等を進め、地域特性を活かしたみどりづくりを推進します。

重点みどりづくり施策

緑地協定等の締結推進

現在良好なみどりのまちなみが形成されている地区、今後新たな開発により市街地が形成される地区については、緑地協定の締結推進や、地区計画による計画的な緑地の保全と緑化を推進し、みどり豊かな市街地づくりを図ります。

接道部緑化の推進

住宅地の接道部については、地震時のブロック塀倒壊の危険や、火災の延焼を抑制す

るため、みどり条例にもとづく生垣助成制度の活用を推進し、耐火性に優れた常緑広葉樹によるブロック塀の生垣化を積極的に進めます。

生垣助成については、現在生垣に適した樹木の配布を実施していますが、必要に応じて助成金制度等への切り替えについても検討します。

壁面緑化・屋上緑化の推進

市街地内の気温上昇を抑制し、都市景観の向上を図るため、道路などから見える壁面、バルコニー、ベランダ、塀、フェンスなどをつる性の植物により被う壁面緑化を推進します。また、市街地の気温上昇の抑制と飛翔性生物の休息空間の確保等を図るため、規模の大きな建築物については、屋上緑化を推進します。

壁面緑化については現在要綱により助成が図られていますが、屋上緑化については制度がないことから、これらを併せてみどり条例の中に制度化を図ります。

省スペース緑化の推進

緑化スペースの少ない商店街や密集した住宅地等については、プランターやハンギングバスケット等により少ないスペースを有効活用する緑化を推進し、市街地内の美しく、やすらぎのある都市空間づくりを図ります。

これらの推進にあたっては、助成制度の創設等についても検討します。

オープンガーデンの推進

一定のルールの下に、個人の庭を一般の人に開放するオープンガーデンを推進し、市街地内の私的なみどりの有効活用、みどりの普及啓発、みどりを通じた市民の交流等を図ります。

みどりづくり施策

樹木や苗木、緑化資材の配布

自治会等地域で緑化活動を実施する団体を対象に、花の苗・球根の配布や緑化資材等の助成等を実施し、地域の緑化活動の支援を図ります。また、各種イベントの際に苗木や花の種等の配布を実施し、緑化意識の普及と民有地緑化の推進を図ります

身近な生き物とのふれあい空間の創出

庭やベランダ等、身近な空間に水場や食餌木となる樹木を植栽し、山地等に生息している鳥や虫たちが、安心して休息・採餌できる身近な生き物とのふれあい空間づくりを推進します。

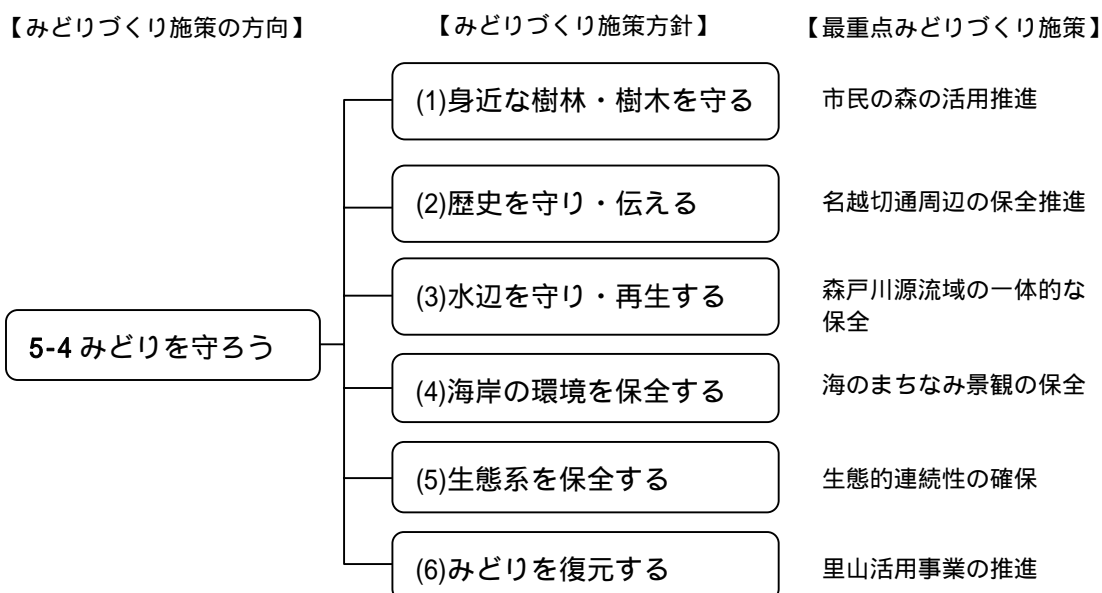
5 - 4 みどりを守ろう

本市は首都圏にありながら、海～河川～丘陵地～山地と変化に富んだ自然を有しています。また、人工林やヤマザクラ・コナラ林等の二次林だけでなく、スダジイ林等の自然植生が残され、これらの多様な自然の中に多くの野生生物が生息し、極めて質の高いみどりを有しています。

一方、自然だけでなく、名越切通、長柄桜山古墳群などの国指定史跡や、歴史的な建造物等も点在しており、これらの保全が重要となっています。

また、市街地の中にも樹林や大径木、生垣、庭木等のみどりが残されておりますが、これらは常に消失の危険にさらされています。

これらの貴重なみどりを未来に引き継ぐため、本市の多様なみどりを積極的に保全します。



(1) 身近な樹林・樹木を守る

市街地周辺や市街地内に残されている樹林・樹木は、多様な保全手法を活用して積極的に保全を図ります。

最重点みどりづくり施策

市民の森の活用推進

みどり条例に位置づけられる市民の森については、現在契約締結がないことから、面積要件の緩和等、契約締結を推進するための方策を検討し、市街地周辺の樹林の有効な保全方策として有効に活用します。

重点みどりづくり施策

保存樹林・樹木制度の充実

市街地内に存在する樹林・樹木については、逗子市みどり条例にもとづく保存樹林、保存樹木の指定を推進し、市街地内の貴重なみどりの保全を図ります。

市民緑地制度の活用

市民の森や保存樹林、樹容維持奨励対象樹林として指定し、所有者と契約を締結する場合については、所有者の意向を踏まえつつ、都市緑地法第55条の市民緑地契約の要件を満たすものとして契約・公告することを検討し、相続税・贈与税等の低減による所有者の負担軽減を図るため関係機関と連携し、これらの軽減措置などを国へ要請していきます。また、保存樹林等の指定にかかわらず、保全配慮地区や特別緑地保全地区内を中心に、民有樹林について市民緑地契約の締結を推進します。

社寺林、屋敷林の保全

神武寺の他、亀ヶ岡八幡宮、五霊神社、須賀神社、天照大神社等の社寺境内に形成される社寺林、小坪・久木・新宿等に残存する屋敷林については、郷土の歴史的・生態的に重要な緑地として、永続的な保全を図ります。

社寺林や屋敷林については、保存樹林や保存樹木等の指定等によりその保全を図っていきます。

景観重要樹木の指定検討

本市に景観計画区域が定められた場合、巨木等に限らず、本市の景観形成上その保全が重要と位置づけられる樹木について、景観重要樹木の指定を推進し、良好な景観の保全と、所有者の税制的負担減を図ります。

保存生垣制度の創設

道路沿いの生垣は、土地所有者だけのためではなく、地域の景観向上にも役立っていることから、一定の要件を満たした生垣については保存生垣として指定し、その保全を図っていきます。

保存生垣制度は、逗子市みどり条例の中に盛り込むものとし、保存樹林等と同様、市と所有者が保存契約を結び、維持管理費の一部を補助する制度とし、所有者の負荷の軽減によるみどりの保全を図ります。

市民協力による樹林の維持管理

特別緑地保全地区に指定された樹林、市民緑地契約が締結された樹林、および市民の森や保存樹林のうち、維持管理が特に必要なものについて、土地所有者と市民参加による樹林の維持管理に関する協定等を結び、市民協力により維持管理できる制度づくりを進めます。

市民協力による樹林の維持管理を実施する場合は、「市民参加の制度化推進」で定められた指針に従って、体系的に進めます。

みどりづくり施策

都市林の整備

都市林として確保された樹林のうち、動植物の生息環境保全上、重要な区域については、保護区域等を指定し、立ち入り禁止など厳正な保全策を図ります。また、一定の利用が可能な区域については、樹林のもつ機能が損なわれないよう配慮しつつ、遊歩道や自然観察施設等の整備を図り、市民の自然とのふれあいの場として緑地の活用を図ります。

市有緑地の保全

市が取得している、または今後取得する市有緑地については、都市林または特別緑地保全地区として公告・指定を図り、緑地の位置づけの明確化を図ります。

また、これらの市有緑地については、市民協力による樹林の維持管理を積極的に進め、同制度を先導的に実施するモデルケースとして、各種媒体によるPRを図ります。

ナショナル・トラストの推進

現在「かながわトラストみどり財団」のトラスト緑地として保存契約のおこなわれている大崎緑地の保全活動に協力するとともに、同財団の推進するナショナル・トラスト運動について県と協調しながら、連携・協力を図っていきます。

木竹の保全

市街化区域における残された貴重な緑である木竹を伐採する場合、逗子市木竹伐採行為届出要綱により届出を要することで木竹の保全を図ります。

(2) 歴史を守り・伝える

逗子市と鎌倉市の両市にまたがり存在している名越切通は、鎌倉七切通しの中でも最も良く往時の面影をとどめており、隣接するまんだら堂やぐら群一帯と一体的に国指定史跡および歴史的風土保存区域として指定されています。

また、平成11年3月、葉山桜山団地西側の山頂で発見された長柄桜山古墳群についても国指定史跡に指定されました。なお、わが国に現存する最古の築港遺跡として和賀江嶋も国指定史跡に指定されています。

また、岩殿寺や神武寺等の古刹の他、蘆花記念公園内の郷土資料館（旧徳川家16代家達別荘）や、旧脇村邸等の別荘建築を含め、市内には歴史的建築物と一体となってみどりが残されているものが点在します。

これらの歴史的空間については、周辺のみどりと一体的に保全を図っていきます。

最重点みどりづくり施策

名越切通周辺の保全推進

名越切通については、鎌倉市側と一体的に歴史的風土特別保存地区として県と指定に

向けた調整を進めていきます。

歴史的風土特別保存地区指定予定区域のうち、国指定史跡名越切通指定地については、市が買入れ主体として保存と管理を図っていきます。

史跡の中心部のうち第一切通については側壁の崩落防止対策を実施した上で、公開活用を図ります。また、まんだら堂やぐら群については、史跡としての価値を損なわせる恐れのある樹木を伐採し、史跡として整備し活用を図ります。これらの保全・活用方策の実施にあたっては、市民や学識経験者等の意見を踏まえつつ、関係所管と調整を図っていきます。

歴史的風土特別保存地区指定区域周辺の樹林については、特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めます。

重点みどりづくり施策

長柄桜山古墳群の保全推進

長柄桜山古墳群の古墳部分については、国指定史跡として保全し、また周辺環境を保全するため特別緑地保全地区の指定を県に働きかけていきます。また、当該地区に隣接する住宅地については景観保全の観点から風致地区の指定も検討していきます。なお、風致地区を指定する場合は県との調整および指定の働きかけを図っていきます。

同古墳群については市民や学識経験者等の意見を踏まえつつ、関係所管と調整を図り、公園化等を含め、その適切な保全方策の検討を進めます。

みどりづくり施策

歴史的建造物と一体となったみどりの保全

歴史的建造物と庭園、その周辺の樹林等については、歴史的なみどり空間として、公園や公共施設用地として一体的な保全を図ります。また、民有地のままこれらを保存する場合については、建築物には文化財又は景観重要建造物等の指定を、関係機関に働きかけ、庭園については保存樹木や保存生垣の指定等を図ることにより、歴史的なみどり空間の保全を図ります。

(3) 水辺を守り・再生する

河川等の水辺は、市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、多くの水生生物の生息場所を提供し、鳥たちが移動する軸線となる等、生態的にも重要な役割を持っています。

市を代表する河川である田越川は、みどりの軸線として最も重要であり、市民のやすらぎの水辺空間として保全・再生を図っていきます。

桜山大山に源を発する森戸川の源流域は、二次林が主体ですが、生物相も非常に豊かで深山幽谷の趣のある溪流です。普段は市民の目にふれることのないこの溪流を、みどりとふれあいの場として位置づけ、秩序ある市民の利用を促すとともに、生態的な視点からの保全を関係機関と協議調整していきます。

最重点みどりづくり施策

森戸川源流域の一体的な保全

森戸川源流域については、近郊緑地特別保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

また隣接する葉山町と連携しながら周辺樹林と一体的に自然のままの河川形態として保全し、自然学習の場として活用を図ります。ことに砂防指定地域については、砂防事業の際に河川の自然環境が損なわれないよう、関係機関に要請します。

重点みどりづくり施策

河川の多自然化の推進

田越川、池子川、久木川等の主要河川については、都市内を通る貴重な水辺空間として、生物の生息に配慮した多自然型の河川整備を重点的に推進し、都市の中へ自然の回復を図るため、関係機関に働きかけていきます。

小河川・水路についても、小坪川や元木沢水路等で実施されている多自然型親水整備と同様の整備を推進します。

また、下水道の普及推進と合流式下水道の改良を図り、主要河川、小河川・水路へ流入する汚水の防止による水質の向上を図ります。

さらに、田越川下流部については、建設が予定されているプレジャーボート保管施設の整備促進を図り、田越川の河川景観の向上を図るため県に働きかけていきます。

みどりづくり施策

水辺・水棲生物の保護方策の検討

田越川等の河川ではアブラハヤ、ギンブナ、ヨシノボリ、オイカワ等の魚類、水中・水辺に生息するホタル等の昆虫等様々な生き物の生息が確認されています。また河川源流部にはホトケドジョウ等の絶滅危惧魚類が平成2年頃確認されました。これらの、水辺・水棲生物の保護を図るため、河川の多自然化と水質浄化を図るとともに、学識経験者・市民団体との連携を軸とした有効な生物の保護方策の検討を図ります。

(4) 海岸の環境を保全する

逗子が海岸保養地としての名を高める契機となった海岸一帯の景観は、本市の誇るべき財産となっていますが、近年の建築・リゾートブームの中で様々な意匠の建築物が出

現し、良好な景観が損なわれる心配が出てきました。

また、海岸線に沿ってみられる砂浜や自然地形に関しては、市民の7割が保全の意向を示している貴重な財産であることから、関係機関と協議して積極的な保全を図っていきます。

最重点みどりづくり施策

海辺のまちなみ景観の保全

海岸一帯の旧別荘地の区域は、引き続き風致地区に指定し、建ぺい率や建物の高さの制限、建築物等の色彩の変更等を規制していきます。また、田越川河口付近のみどり豊かな住宅地等、良好な風致の保全が必要な地区については、風致地区の指定拡大も含めて検討します。なお、風致地区を拡大・変更する場合は県と指定に向けた調整を進めていきます。更に、今後、景観条例や景観法にもとづく景観計画を策定する際には、旧別荘地とともに、逗子マリーナ一帯に形成されるリゾート景観、および沿岸部と中心市街地の間の住宅地のクロマツと生垣等によって形成される落ち着いた景観を保全するため、建築物の色彩・意匠等に関する指針を定めることを検討し、良好な海辺のまち並み景観を形成していきます。

重点みどりづくり施策

自然海岸地形・植生の保全

逗子海岸や田越川河口部～披露山～大崎海岸段丘崖の自然地形の海岸線とそこに生育する海岸植生について、現在の自然環境保全地域の個所は特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

逗子海岸については都市緑地等としての整備を含めその適切な保全・活用方法について、市民意向を踏まえながら関係機関と協議を進めていきます。

みどりづくり施策

養浜対策の推進

逗子海岸については、近年、砂の流出による砂浜の狭さく化がみられることから、養浜対策のための調査と効果的な対策を図ります。

また、漂着した海藻の処理策、砂質改良等についても引き続き研究を進めます。

海岸美化の推進

現在、逗子海岸で実施されている砂浜美化のアダプト・プログラム（里親制度）を今後とも推進するとともに、海岸美化の普及啓発を図ります。

海岸・海洋生物の保護方策の検討

学識経験者・市民団体との連携を軸とした、海洋生物と砂浜、磯、海域の生態系および自然環境の保護方策を検討します。また、海岸・海洋生物保護のためのPRを図ります。

(5) 生態系を保全する

本市では、神武寺周辺と小坪に自然林が特に多く残存しており、小坪ではタブ林、マサキ - トベラ林、スダジイ林が、神武寺周辺にスダジイ林やタブ林といった自然林が多く残されています。また、二子山周辺ではほとんどが二次林やスギ・ヒノキの植林となっていますが、樹林がまとまって残っていることから、生物の生息地として良好な生態系が形成されています。これらを含め市街地を取り囲むように残存する樹林地を保全し、その生態的連続性を確保します。

また、近年、県内全域で増加傾向にあるアライグマやタイワンリス等の外来生物による生態系被害の抑制を図ります。

最重点みどりづくり施策

生態的連続性の確保

二子山地区については三浦半島国営公園連携地区として近郊緑地特別保全地区の指定に向けた調整を県と進めるとともに、桜山斜面樹林、鷹取山周辺、名越切通周辺、久木大池公園の樹林地、大崎・披露山周辺付近の海岸沿いの各樹林については、特別緑地保全地区等の地域制緑地を切れ目なく指定し、市街地を取り囲む樹林を連続的・一体的に保全するなかで、生態的連続性の確保を図ります。神武寺地区、池子の森については、生態系が適切に保全されるよう三浦半島国営公園の将来位置づけを協議する地区としてその保全を図っていくことを関係機関に要請します。

特別緑地保全地区を指定する場合は、10ha以上のものについては県と指定に向けた調整を進めていきます。また、必要に応じて土地所有者と管理協定の締結についても働きかけます。また行政または関係機関に要請して、指定された緑地管理機構^{*}による樹林地の適切な保全を関係機関と共に図っていきます。

重点みどりづくり施策

自然林の積極的保全

本市にまとまって残されているタブ林、マサキ - トベラ林、スダジイ林等の自然林については、施設緑地、地域制緑地等として優先的に保全を図ります。

これらの樹林については、人の立ち入りを制限する等の保全策についても検討します。

外来生物による被害の防除

アライグマやタイワンリス等の外来生物は、本市に生息しているタヌキやニホンリス等の在来生物の生息域を脅かしています。このため、平成16年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」にもとづき、外来生物による生態

^{*}緑地管理機構：都市緑地法に基づき、緑地の保全および緑化の推進を図る公益法人及び特定営利活動法人（NPO 法人）を都道府県知事が指定する制度

系への被害を防止するとともに、国・県と連携しながら、適切な生態系被害対策を検討します。

みどりづくり施策

二次林の適正な管理の推進

本市の市街地周辺の樹林はその多くが二次林となっています。ヤマザクラ・コナラ林等を代表とする二次林については、かつて薪炭林として定期的な伐採をされていたものが、現在は長い期間放置され、遷移が進行しつつあります。このため、これらの二次林等について現状のまま遷移を進行させるのか、または本来の二次林として定期的に手入れをするのか、その適切な保全方策について学識経験者や市民団体等の協力を得ながら研究を進め、計画的な二次林の維持管理を図ります。

特別緑地保全地区に対して、上記の管理を実施する場合は関係機関と協議し、管理協定制度の活用を図っていきます。

調整区域内民有林の保全

市街化調整区域内の1,000㎡以上の民有林に対して、みどり条例にもとづき樹容維持奨励金を交付する制度を今後とも推進し、市街化調整区域内の樹林所有者の負荷軽減による樹林の保全を図ります。

また、特別緑地保全地区の指定を県と指定に向けた調整を進めていくとともに、管理協定の締結を促進し、相続税・贈与税等の低減措置を国へ要請するなど所有者の負担軽減を関係機関と共に図っていきます。

野生動植物の調査と保護の推進

市内の野生動植物の実態調査を定期的実施し、市内の動植物を保全するための資料として活用します。また、この資料をもとに、野生動植物の保護についての有効な対策について検討を図ります。

これらは、学識経験者の指導のもと、市民および市内の学校教員等の協力を得ながら、市民と行政が協働で推進していきます。

(6) みどりを復元する

里山はかつて多様な生き物の宝庫であり、樹林と農地、水辺等が一体となって美しい景観を形成していました。しかし、本市では早くから谷戸田が開発により住宅地となり、市街化調整区域でも水田は姿を消し、耕作放棄されて草地化が進んでいます。これらを周辺の樹林と一体的に保全し里山空間として復元するため、里山活用事業として生物（動物・鳥・昆虫・水生昆虫ほか）の生息調査、植物の観察、田んぼ復元可能性調査、木竹進入防止対策、樹林の整備が実施されており、その推進を図っていきます。

また、市街化区域内については、中～小規模な開発が進行しつつあります。樹林につ

いては出来る限り緑地として確保を図りますが、開発計画が進んでしまった場合についても、樹林の消失を可能な限り防ぎ、自然の回復を図っていきます。

最重点みどりづくり施策

里山活用事業の推進

里山の復元、保全および活用の促進を図ることを目的とする里山活用事業を、市民との協働で推進します。今後は、維持管理について、市民の協力を得ながら推進し、市と市民の協働による里山復元を図るとともに、子ども達の体験学習の場等として活用を図っていきます。

重点みどりづくり施策

開発時のミティゲーション*の実施

開発の際には自然環境への影響を最小限に抑えるため、「逗子市まちづくり条例」や「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」に従って、ミティゲーションを実施し、樹林の保全およびみどりの復元を図ります。また、残されたみどりに担保性を持たせるため、市への移管や緑地協定の締結を推進します。



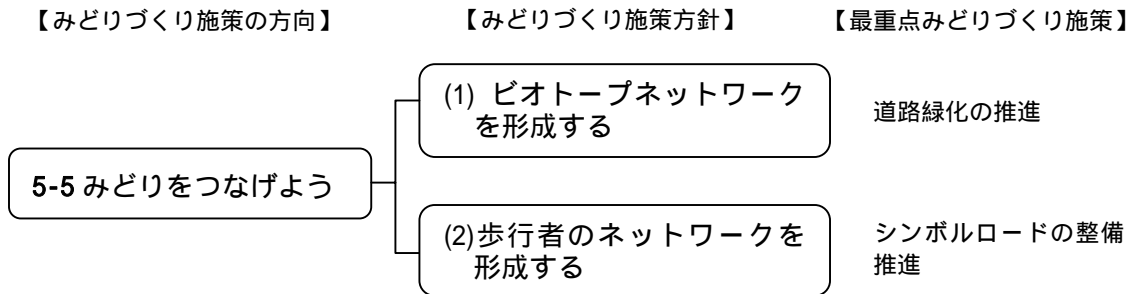
*ミティゲーション：直訳は「緩和」「軽減」。ここでは樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を最小限に抑え、開発以前と同様の環境を復元すること。

5 - 5 みどりをつなげよう

みどりのネットワークは、個々のみどりを相互につなぐことにより、みどりの持つ機能を飛躍的に高めることから、みどりのまちづくりの中で重要な役割を果たします。

みどりの生態的ネットワークでは、生き物たちが利用できるみどりの道として機能するよう、生態的な視点から形成を図ります。また、骨格となる大きなネットワークを市が整備し、その枝葉となる個人の庭先を活用した小さなネットワークで市内全域を網羅し、大きなネットワークから庭先までみどりの道を確保します。

みどりの歩行者ネットワークは、公園緑地等を歩行者・自転車等で連絡するよう、相互に結び、公園緑地の持つ機能を高める観点から形成を図ります。



(1) ビオトープネットワークを形成する

市街地周辺の山々から市街地を通過し、海へまたは市街地内全体へと展開する、みどりの生態的ネットワークの形成を図ります。

最重点みどりづくり施策

道路緑化の推進

市街地をとりまく山々から、鳥などの生き物が安心して市街地内へと訪れることができる道をつくるため、主な市道沿いは街路樹や草花等による道路緑化を推進し、まちなみ景観の向上を図ります。十分な緑化のための幅員がとれない道路では、歩道と車道の間をネットフェンスとつる性植物の組み合わせにより緑化する方法等を関係機関と協議要望いたします。また、生活道路等については、沿道の生垣化等によりみどりを確保します。

道路緑化にあたっては、丘陵部と市街地中心部を連絡する市道や主要な公園緑地を連絡する道路から優先的に進め、道路緑化によるみどりのネットワーク化を図ります。

重点みどりづくり施策

みどりと生き物のリングの推進

生態的連続性の確保の施策を通じて 核となる森林、丘陵の樹林を連続的に保全し、また、これらの核となるみどりから河川および道路等により、枝葉のように小さなネットワークを身近な庭先まで結んで、有機的なつながりのある生態的なネットワークの形成を図る「みどりと生き物のリング」の考え方について、各種媒体によるPRを推進し、ビオトープネットワーク形成の推進を図ります。

(2) 歩行者のネットワークを形成する

公園緑地相互を連絡する歩行者ネットワークの形成を図ります。

最重点みどりづくり施策

シンボルロードの整備推進

市役所から海へのアプローチ道路となるシンボルロードについては、その整備にあわせて歩行者空間を確保するとともに、生垣等による接道部緑地や宅地の緑化を推進します。

重点みどりづくり施策

田越川河川環境整備基本計画の推進

田越川河川環境整備基本計画にもとづき、田越川と一体的にレンガ舗装やベンチ、親水階段等のある散歩道の整備を関係機関に要望していきます。また、その他の河川についても、河川と一体となった親水性のある遊歩道の整備を検討します。

日常的な歩行者ネットワークの形成推進

日常的な歩行者ネットワークを形成する幹線道路の歩道の整備を推進し、歩行者が安心して移動できる歩行者空間の確保に努めます。公園と幹線道路を結ぶ生活道路については、自動車と歩行者が共存できるような整備または交通誘導等を、関係機関と協議してまいります。また、川沿いの遊歩道については、日常的な歩行者ネットワーク機能を兼ね備えた歩行者動線としても機能するよう、その整備を関係機関に要望します。

レクリエーションネットワークの形成推進

市内全域を結ぶレクリエーションネットワークとして歴史と伝説の道やハイキングコース、渚ロード等の整備を推進し、各コース相互の連結によるネットワークの強化と各コースのPR等を推進します。

レクリエーションネットワークのうち、市街地の散策コースである歴史と伝説の道については、案内表示の整備、歩行者の安全対策等を推進します。丘陵地をめぐる散策路であるハイキングコースについては、施設の適切な維持と案内表示等の整備を図ります。また、海辺の散策コースである渚ロードについては、その整備や施設の維持等を関係機関と協議します。

5 - 6 施策の体系と今後の展開

施策の方向と施策方針、個別施策の関係について整理するとともに、施策の実施時期等を含め、「施策の体系と今後の展開」として整理し、以下に示します。

施策の体系と今後の展開

| 施策の方向 | 施策方針 | 個別施策 | 重点 施策 | 実施 主体 | 対象ゾーン | | | | 展開時期 | | | | | | |
|----------------------|------------------|--------------------------|----------|----------|-------|----|----|----|------|----|----|----|--|--|--|
| | | | | | 環住 | 都市 | 共生 | 緑地 | 継続 | 短期 | 中期 | 長期 | | | |
| みんなで取り 組もう | 協力体制をつ くる | 1 みどりのまちづくり推進母体の組織化 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 2 庁内組織の充実 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 3 自治会等との連携推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 4 NPO等の支援 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 5 学校との連携推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 6 リーダー等の育成 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | 条例を整備・ 活用する | 7 みどり条例の強化 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 8 景観計画・景観条例の策定 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 9 まちづくり条例等の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | 制度を充実さ せる | 10 市民参加の制度化推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 11 各種奨励金、助成金制度の再編 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 12 みどりの交換広場制度の有効活用 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 13 樹木医等の育成 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | PRを充実する | 14 樹木保険制度の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 15 多角的な緑化教育の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 16 ホームページの活用 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 17 緑化技術講習会等の開催 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 18 ガーデニングコンクール等の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 19 市民参加によるみどりの調査の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 20 市民参加によりみどりの観察会の実施 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 21 定期刊行物・パンフレットの発行 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 22 シンボルマーク・標語の募集 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 23 緑地保全と緑化推進の研究 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | 基金を活用す る | 24 基金の処分基準の明確化 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 25 マッチングギフト等の推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 26 基金の積み立て推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| 27 公園アダプトの推進 | | | 協働 | | | | | | | | | | | | |
| 身近な公園 をつくらう | みんなで公園 をつくる | 28 公園づくりへの市民参加の推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 29 公園リニューアルの推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 30 フラワーサークル花苗の推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 31 公園の利用管理 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 32 高齢者や障害者も気軽に利用できる公園づくり | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | 多機能の公園 をつくる | 33 防災に配慮した公園づくり | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 34 明るく親しみのある公園づくり | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 35 生態的視点を導入した公園づくり | | 市 | | | | | | | | | | | |
| まちにみどり をふやそう | 桜のまちをつく る | 36 花咲計画の支援 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | 公共施設にみ どりをふやす | 37 公共公益施設の計画的緑化 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 38 市民参加による公共施設緑化の推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 39 エコスクールの推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 40 駅前広場の緑化推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 41 公営住宅の緑化推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | 小さなみどり拠 点をつくる | 42 駐車場・駐輪場の緑化推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 43 ポケットパーク等の整備 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 44 まちのビオトープづくりの推進 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 45 のり面の緑化 | | 県・市 | | | | | | | | | | | |
| | 民有地緑化を 推進する | 46 土とふれあう空間の整備 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 47 親水拠点の整備 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 48 自然観察の場の整備 | | 市 | | | | | | | | | | | |
| | | 49 地域特性に応じた緑化指針づくり | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 50 緑地協定等の締結推進 | | 協働 | | | | | | | | | | | |
| | | 51 接道部緑化の推進 | | 住民 | | | | | | | | | | | |
| 52 壁面緑化・屋上緑化の推進 | | | 住民 | | | | | | | | | | | | |
| 53 省スペース緑化の推進 | | 住民 | | | | | | | | | | | | | |
| 54 オープンガーデンの推進 | | 住民 | | | | | | | | | | | | | |
| 55 樹木や苗木、緑化資材の配布 | | 市 | | | | | | | | | | | | | |
| 56 身近な生き物とのふれあい空間の創出 | | 住民 | | | | | | | | | | | | | |

重点施策： 最重点施策 / 重点施策
 実施時期： 継続 / 継続して実施 / 短期：概ね5年程
 度以内に実施 / 中期：概ね10年程度以内
 に実施 / 長期：概ね10年以上先に実施

施策の体系と今後の展開

| 施策の方向 | 施策方針 | 個別施策 | 重点 施策 | 実施 主体 | 対象ゾーン | | | | 展開時期 | | | | |
|------------------------|--------------------|------------------------|----------|----------|-------|----|----|----|------|----|----|----|--|
| | | | | | 環住 | 都市 | 共生 | 緑地 | 継続 | 短期 | 中期 | 長期 | |
| みどりを守る | 身近な樹林・樹木を守る | 57 市民の森の活用推進 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 58 保存樹林・樹木制度の充実 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 59 市民緑地制度の活用 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 60 社寺林、屋敷林の保全 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 61 景観重要樹木の指定検討 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 62 保存生垣制度の創設 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 63 市民協力による樹林の維持管理 | | 協働 | | | | | | | | | |
| | | 64 都市林等の整備 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 65 市有緑地の保全 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 66 ナショナル・トラストの推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | 67 木竹の保全 | | 市 | | | | | | | | | | |
| | 歴史を守り・伝える | 68 名越切通周辺の保全推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 69 長柄桜山古墳群の保全推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 70 歴史的建造物と一体となったみどりの保全 | | 市 | | | | | | | | | |
| | 水辺を守り・再生する | 71 森戸川源流域の一体的な保全 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 72 河川の多自然化の推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 73 水辺・水棲生物の保護方策の検討 | | 市 | | | | | | | | | |
| | 海岸の環境を保全する | 74 海辺のまちなみ景観の保全 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 75 自然海岸地形・植生の保全 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 76 養浜対策の推進 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 77 海岸美化の推進 | | 市 | | | | | | | | | |
| | 生態系を保全する | 78 海岸・海洋生物の保護方策の検討 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 79 生態的連続性の確保 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | みどりを復元する | 80 自然林の積極的保全 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 81 外来生物による被害の防除 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 82 二次林の適正な管理の推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| 83 調整区域内民有林の保全 | | | 県・市 | | | | | | | | | | |
| みどりをつなげよう | 84 野生動植物の調査と保護の推進 | | 協働 | | | | | | | | | | |
| | 85 里山活用事業の推進 | | 協働 | | | | | | | | | | |
| | 86 開発時のミティゲーションの実施 | | 市 | | | | | | | | | | |
| みどりをつなげよう | ピオトープネットワークを形成する | 87 道路緑化の推進 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 88 みどりと生き物のリングの推進 | | 協働 | | | | | | | | | |
| | 歩行者のネットワークを形成する | 89 シンボルロードの整備推進 | | 市 | | | | | | | | | |
| | | 90 田越川河川環境整備基本計画の推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| | | 91 日常的な歩行者ネットワークの形成推進 | | 県・市 | | | | | | | | | |
| 92 レクリエーションネットワークの形成推進 | | 県・市 | | | | | | | | | | | |

重点施策： 最重点施策 / 重点施策
 実施時期： 継続：継続して実施 / 短期：概ね5年程度以内に実施 / 中期：概ね10年程度以内に実施 / 長期：概ね10年以上先に実施